

○水口町立教育集会所の設置及び管理に関する条例

（昭和49年3月30日）
（条例第20号）

改正 昭和50年3月29日条例第34号
昭和62年7月1日条例第24号
平成12年12月21日条例第66号

昭和51年12月28日条例第38号
平成12年4月1日条例第27号

（設置）

第1条 基本的人権の尊重の精神にのっとり、住民の生活、文化の向上を図るため、水口町立教育集会所（以下「集会所」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 集会所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 水口町立泉教育集会所

位 置 水口町大字泉827番

名 称 水口町立牛飼教育集会所

位 置 水口町大字牛飼228番地

名 称 水口町立新城教育集会所

位 置 水口町大字新城557番地

（管理）

第3条 集会所は、水口町教育委員会が管理する。

（事業）

第4条 集会所は、第1条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 各種学級、講座等の開設に関する事。
- (2) 自主的教育活動の育成指導に関する事。
- (3) 体育レクリエーション活動の実施に関する事。
- (4) その他、集会所が必要と認める事業

（使用の許可）

第5条 集会所を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならぬ。

（使用の制限）

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- (2) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 建物及び付属設備を汚損し、又は破損するおそれがあるとき。
- (4) 営利を目的とすると認められるとき。
- (5) その他、管理上支障があると認めるとき。

（許可の取消し）

第7条 教育委員会は、集会所の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するとき

第8条 隣保館の使用料は、水口町使用料及び手数料条例（昭和39年水口町条例第27号）の定めるところによる。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、隣保館の管理運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第26号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

付 則（平成12年条例第67号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成13年条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。